

JCM MONTHLY REPORT 2014 JULY Vol.23 No.4

JCM

MONTHLY REPORT

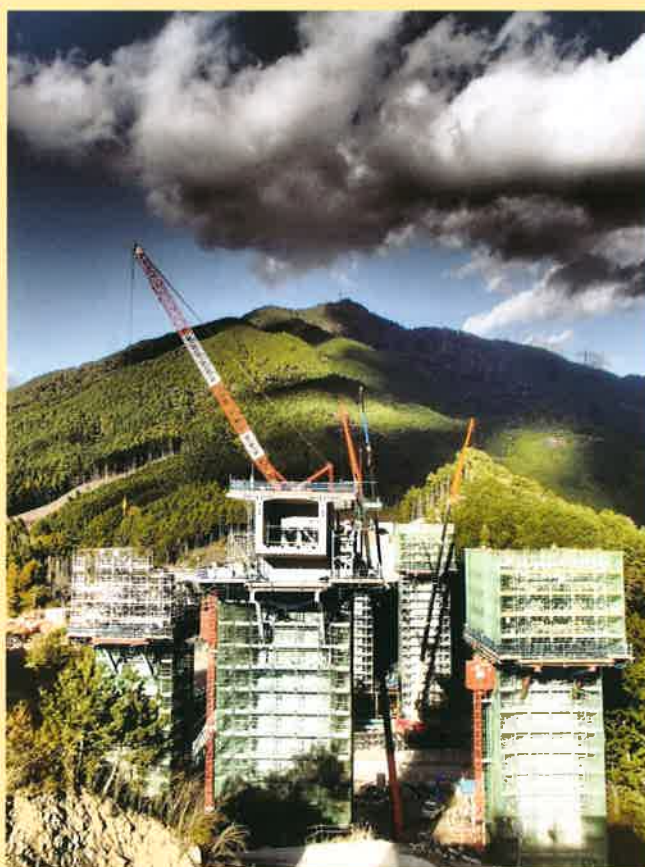
JCMマンスリーレポート

特集

平成26年度 土木工事積算基準
等の改定について
斜面崩壊による労働災害の防止対策
に関するガイドライン(案)について

2014

7



第一回土木工事写真コンテスト優秀賞受賞作品「平成バベルの塔」前納 裕 様

第一回 土木工事写真コンテストより

枠内は作品のコメント

● 入選 『世界遺産』 西澤 純 様



綺麗な世界遺産に眼もくれず働く人たち

講評 綺麗な富士山を入れたのは良いのですが、単に舗装機械のバックショット写真になってしまいました。画面左の建物は圧迫感を感じさせます。画面下の舗装部分を多くして縦位置にすれば一層富士山が映えたかもしれませんね。

● 入選 『押せ押せ、チョロブル…』 河合 豪 様



北海道河東郡音更町で平成23年9月の台風による大雨で音更川が堤防決壊し、緊急復旧工事をおこなったときの写真です。緊急復旧ということもあり、ブルドーザーを一斉に稼働させました。ブルドーザーは、土木工事には欠かせない機械です。上空からの撮影なので、本当は大きなブルもまるでチョロQを走らせているかのように写っています。町民が一日も早く安心できるように、すばやく対応をしました。数台のブルが並んで作業することは多くないので、この機会に上空から撮影し投稿してみました。

講評 8台のブルドーザーが並んで同じような作業をしているだけのことですが、俯瞰することによって面白い写真になっています。どこで何をしているかという説明要素はなくなりますが、もっと重機に寄るかトリミングをすればもっと面白い写真になりますね。

講評：西山芳一氏（土木写真家）

■巻頭言

新旧会長あいさつ.....	2
---------------	---

■特集

平成26年度 土木工事積算基準等の改定について.....	4
国土交通省大臣官房技術調査課 コスト評価係長 山下 敦馬	
斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン(案)について.....	8
厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課建設安全対策室 主任技術審査官 丹羽 啓達	

■連合会だより

平成25年度事業報告・表彰事業について.....	18
第18回土木施工管理技術論文技術報告 表彰者一覧表.....	19

■広告

一般社団法人建設コンサルタント協会
一般社団法人経済調査会

表紙：第一回工事写真コンテスト 優秀賞受賞作品 『平成バベルの塔』 前納 裕様

作品のコメント

三重県の熊野と尾鷲を結ぶ自動車専用道路の橋梁工事です。
昔のバベルの塔の建築のように、自然に対抗するかのような暗雲に向かって突き出た橋脚と
クレーンの群れ……
自然と共存できる優しい構造物を造っていききたいものです。

講評

フィルムの時代でしたら画面上部に暗いフィルターを当てて雲を強調するテクニックがありましたが、まるで絵に書いたような暗雲が何気ない画面に緊張感を与え、建設中という不安定感をより一層演出した秀作です。しかしコンクリート橋脚の露出がオーバーになってしまったのが残念です。

講評：西山芳一氏（土木写真家）

新任のごあいさつ



一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会 会長 谷口 博昭

この度、総会決議により全国土木施工管理技士会連合会の会長に選出されました。一言ご挨拶を申し上げます。

まず、厳しい諸環境の中種々ご尽力戴きました小林康昭前会長に厚く御礼申し上げます。今後とも宜しくご指導、ご支援をお願い致します。

本会の目的は大きく分けて二つあります。第一は建設現場の土木技術者の技術力、社会的地位の向上であり、第二は現場の施工・施工管理技術の向上、特に工事の安全、品質、効率の向上を図ることです。

昭和44年土木施工管理技士制度の発足以来、資料頒布会、任意団体としての全国技士会を経て、平成4年に社団法人に、平成24年に一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が発足しました。

その揺籃期に、地方における民間の技術者が、自らの資質の向上を求めて自然発生的に始めた活動と、中央における知識の普及を目指した活動が一体となったことが、現在の当会の土台であります。そしてここにこそ、本会の理念があります。その後四十年あまりの間に、全国すべての都道府県に技士会が発足し連合会

に加入し、現在では10万を超える個人会員を擁するに至っております。

本会は、これまで創立時からの志を見失わず、技士個人の技術力と社会的地位の向上などの努力を続けてまいりました。これまで色々な形でご尽力いただきました多くの方々に敬意を表するとともに衷心より感謝申し上げます。

グローバル化の進展、少子高齢化・人口減少の大きな変化の時代ですが、大きな変化に適切に対応しつつ、国民の暮らしや経済活動を支える良質な社会資本整備を進めていくことが必要です。厳しい環境が続いてきましたが、少し明るさを感じられるようになってきました。防災・減災等国土強靱化法や品確法・入契法・建設業法の所謂三位一体改革等に基づきその成果を上げつつ持続的な発展を目指していくことが肝要と考えています。

建設ビジネスの力の源泉は現場であり、全国土木施工管理技士会連合会の果たす役割は大きいものがあります。微力ながら精一杯、努めさせて戴こうと思っておりますので、関係者各位のご理解、ご協力並びにご支援をお願い致します。

退任のごあいさつ



一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会 前会長 小林 康昭

このたび連合会の会長職を退任することとなりました。顧みますと、平成20年5月にこの職務に就かせて頂いて以来、6年の間、務めることができましたことは、ひとえに、関係各位の皆様方のご支援によることと、心からお礼を申し上げます。

6年間を振り返ってみますと、最も印象に残っておりますのは、東日本大震災の辛い記憶です。大震災が発生した3月11日当日の午後は偶々、都心で土木施工管理技士を選抜するための技術検定試験を審議する委員会を開催しておりました。激震が収まるのを待って、余震で揺すられる机にしがみつकिながら、予定の議事を強行したかいてあって、その後の日程をつつがなく予定通り進めることが出来たので、その年の受験生たちにご迷惑をかけずに済んだことは誠に幸いでした。

この大震災に関わる救済、復旧、復興に尽くされた建設企業や土木技術者の方々の決死の献身が多く、称賛を受けたことは、大いに誇りとしたと思います。被災直後には、3年後の今もお尾を引くような深刻な影響が及ぶとは思いませんでした。しかし、その深刻さゆえに、私たちの生活観、社会観、価値観に大きな変化をもたらしたように思います。当然ながら建設業のあり方にも、変化を迫られることでありましょう。

例えば、ともすれば安くさえあれば由とした、従来からの公共事業の価値観も問われております。このことは、とりも

なおさず、土木技術者の生き方にも大きな影響を与えずにはおられない筈であります。

現在、土木技術者を取り巻く社会的な環境の中では、東日本大震災の復興や東京五輪に関わる公共事業が話題を占めております。しかし、目を転ずればこうした一過性の問題にとどまらず、例えば、南海トラフで代表される、今後予想される大震災に対する備え、あるいは、地球規模の今までに経験したことがない異常気象による水害の対応、そして、先達が営々と築いてきた諸々のインフラストラクチャの長寿命化や維持管理に関する課題などの大きな務めが、ことごとく土木技術者の双肩にかかっていることが分かります。

こうした責務を担う土木技術者の核となるべき土木施工管理技士、そして全国をあまねく網羅する各技士会、これを束ねる連合会は、これまでの諸先輩たちの熱い想いを忘れることなく、そして一層、技術者の技量向上、施工技術の進歩、職場環境の改善などに向けた努力を続けて下さると同時に、激しく変動する時代の流れを的確にとらえながら、社会の期待に応えて、今後ますます活躍の場を広げて頂きたいと思ひます。

後任をお願いをした元国土交通省事務次官で現国土技術研究センターの谷口理事長には、私同様の皆様方のご支援、ご協力を心からお願いいたしまして、退任のご挨拶といたします。

平成26年度 土木工事積算基準等の改定について

国土交通省大臣官房技術調査課
コスト評価係長 山下 敦馬

1. はじめに

我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されることから、真に必要な社会資本整備とのバランスを取りながら、戦略的な維持管理・更新を行うことが課題となっています。また、国民の安全・安心を確保するとともに、厳しい財政状況下においても必要な社会経済活動を営み、我が国のさらなる成長を図るために、社会資本を適切に、かつ効率的・効果的に維持管理・更新を行うことが必要です。

維持修繕工事においては、施設毎に構造形式や劣化・損傷の状況等が異なることから、新設工事と比べて多くの労力を要し、人件費や機材のコストも割高になる場合があります。

このような状況を踏まえ、維持修繕工事等の小規模施工や点在する施工において適正な価格による契約を行うため、「施工箇所が点在する工事の積算方法」「間接工事費率（共通仮設費、現場管理費）」について、現場の支出実態に合うよう見直しを行う等の改定を行い、平成26年度の土木工事積算基準から適用を開始しました。

また、東日本大震災の被災三県（岩手県、宮城県、福島県）において、工事量の増大や資機材不足による作業効率が低下している実態を踏まえ、間接工事費率の割増しを行う「復興係数」の導入や、受発注者の事務作業量軽減のため、単品スライド条

項の事務手続き簡素化について、本年2月から適用しているところです。

本稿では、土木工事積算基準等の改定内容と東日本大震災被災3県における積算基準上の取り組みについて、説明させていただきます。

2. 土木工事標準積算基準の改定について

(1) 施工箇所が点在する工事の積算方法の改定について

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数個所に運搬する費用や複数個所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離がみられるため、「直径5km程度以上を越える点在範囲については、別箇所として扱い、箇所毎に間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を算出する」こととしていました。

今回、維持修繕工事等の施工箇所の点在における適正な予定価格の算定等のため、「直径1km程度以上を越える点在範囲については、別箇所として扱い、箇所毎に間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を算出する」こととします。

また、変更契約において、新規工事箇所の追加（工事原価まで官積算100%）を認めることとします。（新規箇所が入札不調・不落となった箇所であり、既契約工事の主たる工種に該当することが基本。）



図1 箇所設定のイメージ

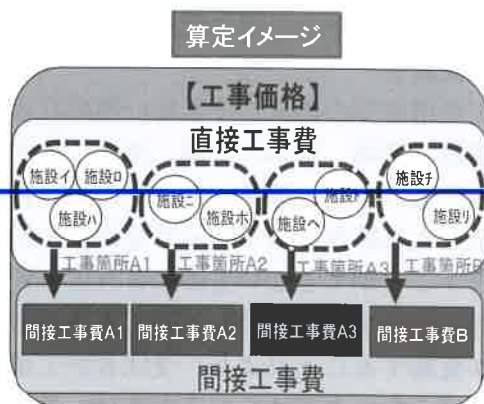


図2 間接工事費算定イメージ

(2) 間接工事費率の改定及び橋梁補修用歩掛の新設等

維持修繕工事（道路維持工事、河川維持工事）における小規模及び点在施工等の支出実態に整合した間接工事費を設定するため、現在の間接工事費率対象額下限値（共

通仮設費600万円、現場管理費700万円）以下の間接工事費率（共通仮設費200万円以上、現場管理費200万円以上）を設定します。また、社会インフラの老朽化に対応するため、橋梁補修用歩掛の新設等を行いました。

	道路維持工事			
	共通仮設費(下限値)		現場管理費(下限値)	
現行率式対象額下限 →	600万円	16.64%	700万円	40.50%
↓				
改定率式対象額下限 →	200万円	28.49%	200万円	47.02%

図3 間接工事費率の改定（道路維持工事の例）

(1)橋梁補修用積算歩掛の新設

【断面修復工】
・コンクリート構造物の劣化により、欠落した部分等の断面を修復する工法。

【ひび割れ補修工】
・コンクリート構造物の劣化により、ひび割れた部分を充填剤等を用い補修する工法

【表面被覆工】
・コンクリート構造物のコンクリート表面を被覆材で覆う工法。

(2)維持修繕用の歩掛の見直し

【堤防除草工・道路除草工】
・堤防及び道路の除草・集草・運搬を行う作業。
・現道脇での作業もあり、飛び石防護を行う場合の歩掛を追加。加えて単位当たり施工数量を見直し。

【切削オーバーレイ工】
・傷んだ舗装面を切削・撤去し、新たに舗装を施工する工法。
・施工量が少ない場合の小規模施工の歩掛を追加。

図4 橋梁補修用歩掛の新設等

(3) 工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動することにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者により、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならないこととされています。

これに伴う工事期間の延長によって、土地の借上げ、電気及び用水等の基本料金、機械の搬出・搬入等、現場事務所や労働者宿舍等の損料、さらには常駐する社員等従業員給料など工事現場の維持に要する費用が別途必要とされるところであるため、工事一時中止に伴う増加費用の算定方法について、現場の支出実態を踏まえ改定することとしました。

具体的には、工事の一時中止に伴い増加する費用の算定に用いる経費率を現行の率から20%割増しするとともに、新たに基本計上費用（土木一般世話役を中止日数分）を計上することとしました。

$$\text{工事一時中止に伴う増加費用} = \underbrace{\text{工事一時中止に伴い増加する経費率}}_{\text{20\%割増し}} \times \text{純工事費} + \underbrace{\text{基本計上費用}}_{\text{追加計上}}$$

※土木一般世話役(約2万円)/人×中止日数

図5 工事一時中止に伴う増加費用算出イメージ

3. 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

(1) 「復興係数」による間接工事費の補正について

東日本大震災の被災三県（岩手県、宮城県、福島県）では、早期復興に向け大規模な復旧・復興事業が推進されており、調査の結果、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足で標準積算基準と施工実態との間で、乖離（日当り作業量の低下）が生じています。これにより直接工事費だけでなく、間接工事費についても現場の支出が増大しているため、実態調査に基づき、間接費の割り増しを行う「復興係数」を本年2月から適用開始しています。

■「復興係数」による間接工事費補正

○補正対象地域：被災三県（岩手県、宮城県、福島県）

○補正対象工種：被災三県にて施工されるすべての土木工事

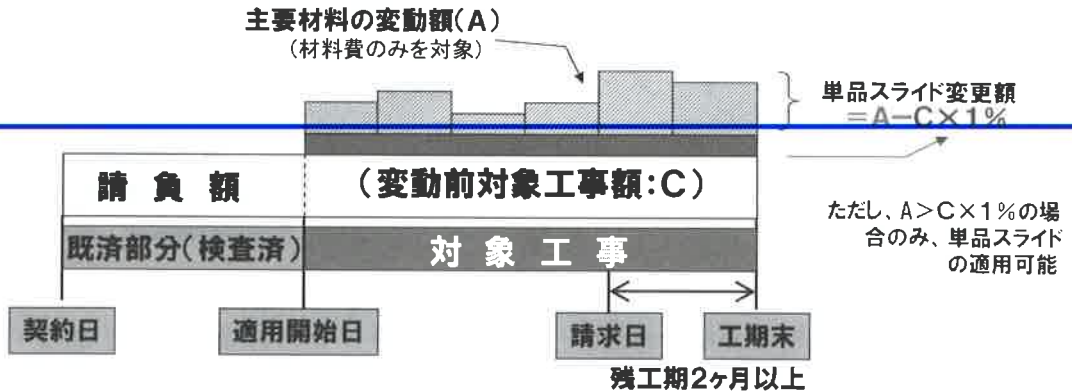
○補正方法：対象額により算出した共通仮設費率及び現場管理費率に次の復興係数を乗じる。

共通仮設費1.5、現場管理費1.2

(2) 単品スライド条項手続き簡素化の試行について

契約締結後の資材価格変動に対応する単品スライドは、通常、搬入月毎の数量と材料単価を把握するため、証明書類（納品書、領収書等）をとりまとめ、提出する必要があります。東日本大震災の被災三県における主要な工事材料の価格の著しい変動に対処するため、当該県内で実施されている工事の請負契約で単品スライド条項に基づき請負代金額の変更を行う場合において

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)



は、実勢単価等の官積算により算出することで、証明書類のとりまとめ・提出を不要とし、受発注者の負担を軽減し、簡素化を図っています。

4. 施工パッケージ型積算方式について

施工パッケージ型積算方式については、平成24年10月1日以降に試行を開始し、平成25年10月1日から一部拡充を行ったところ。既に導入している施工パッケージ単価について、資材、労務、機械経費の物価変動に伴う標準単価および機労材構成比の改定を行いました。改定後の単価は、「平成26年度 施工パッケージ型積算方式標準単価表」「平成26年度 東日本大震災の被災地で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載しています。

(掲 載 URL : http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

5. おわりに

国土交通省所管事業の執行にあたっては、消費税引上げに伴う景気の下振れリスクに万全を期すため、政府をあげて早期の実施に努めることとされています。一方

で、公共事業の現場においては、入札不調・不落の発生、人手や資機材の不足感といった課題に直面しています。

そのため、今後の公共事業の執行に当たっては、現場が直面する課題や執行状況をきめ細かく把握し、事業の円滑な施工確保のための対策を機動的に講じていく必要があります。

土木工事積算基準においても、実際に現場で工事に携わられている方々の実態をより適切に反映した積算基準とすることが、よりよい社会資本の整備、維持管理を的確に行う等にも重要であると認識しており、今後も施工の実態調査を進め、その結果に基づき必要に応じ積算基準類を改定するなど、適正な価格の設定に努めてまいりたいと考えています。

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン(案)について

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課建設安全対策室
主任技術審査官 丹羽 啓達

はじめに

土砂崩壊による労働災害の死亡者数は、毎年10～20人前後で推移しています。そのうちの約半数が道路工事、砂防工事、急傾斜地対策工事といった、斜面の切り取りを伴う工事における斜面崩壊によるものです。これらの工事では、工事が完了すれば安定な構造となるものの、その施工過程においては、十分な安全対策が取られずに不安定な斜面の下で作業が行われていることがあります。このような工事中に斜面崩壊が発生した労働災害を見ると、地山や法面の掘削中に被災する場合のみならず、掘削後に切り取った斜面の近くで行う作業中に被災する場合も見られます。特に中小規模の切土掘削工事では、土・岩質区分などで切土勾配が決定されることが多く、事前に詳細な地質調査が十分に行われていないことも多く、内部の地盤状態が把握されないまま切土工事が行われ、斜面崩壊が発生して労働災害となる事例も見られます。また、掘削中の斜面は、降雨、湧水などにより日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながって労働災害となる事例も見られます。

このような斜面崩壊による労働災害を防止するため、厚生労働省では、点検による地山の状況の的確な把握と工事関係者による情報の共有を図るため、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を策定することとしています。(※6月6

日時点では未発出。)

ガイドラインの構成は、第1趣旨・目的、第2適用対象、第3用語の定義、第4発注者、施工者及び建設コンサルタント等の協力等の必要性、第5発注者又は建設コンサルタント等が実施することが望ましい事項、第6施工者が実施することが望ましい事項、第7行政及び関係団体の実施事項、となっています。

本稿では、ガイドラインの内容を紹介します。

第1 ガイドラインの趣旨・目的

第1ではガイドラインの趣旨・目的が示されています。ガイドラインは、発注者、調査・設計業務を行う者、施工者の3者が協力し、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号、以下「安衛則」といいます。)第358条の点検により地山の状況を的確に把握し、地山の状況やその変化に関する情報を共有することにより、事前に詳細な地質調査が十分に行われることなく作業が行われることが多い「中小規模の地山の掘削」に伴う斜面崩壊による労働災害を防止することを目的に策定されています。

(点検)

第358条 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること。

二 (略)

安衛則第358条では、事業者（施工者）に対して、点検者を指名して作業箇所及びその周辺の地山を日々点検することを義務付けています。ガイドラインでは、この点検がより適切に実施できるよう、発注者、施工者又は建設コンサルタント等が斜面崩壊の危険性に関する情報を共有する方法、発注者が中小規模の斜面掘削を伴う工事の発注に当たって実施する事項、施工者が斜面の状況の点検及びその結果に基づき講ずべき事項、行政及び関係団体が実施する事項を示しています。

第2 ガイドラインの適用対象

第2ではガイドラインの適用対象が示されています。適用する工事は中小規模の斜面掘削を伴う工事で、具体的には切土部の掘削高さが概ね1.5メートル以上10メートル以下の斜面の掘削となります。10メートル以下としたのは、労働災害事例のほとんどがこの高さ以下で発生しているためです。工事の種類は特に示されていませんが、道路工事、砂防工事、急傾斜地対策工事など、斜面掘削作業を伴う様々な工事が対象となります。

なお、切土部の高さが概ね10メートルを超える大規模な斜面掘削を伴う工事にガイドラインを適用しても差し支えありませんが、第1のガイドライン趣旨・目的にあるとおり、ガイドラインのターゲットは、事前に詳細な地質調査が十分に行われること

なく作業が行われることが多い「中小規模の地山の掘削」に伴う斜面崩壊による労働災害の防止となっています。

適用する作業は調査・設計業務を行う者の作業と施工者の作業となります。調査・設計業務を行う者の作業としては、地形・地質調査（測量調査、ボーリング調査）、斜面の設計などであり、施工者の作業としては、手掘り又は機械掘りによる斜面の掘削作業、擁壁工に伴う床掘り、型枠の組立・解体、床均し、丁張り、ブロック積み、コンクリート打設の作業やその施工管理などとなります。

第3 用語の定義

第3では用語の定義が示されています。

労働安全衛生関係法令で規定されているもののほか、(1)斜面等に関する定義、(2)調査・設計業務及び工事関係者等に関する定義、(3)点検表に関する定義を定めています。

(1)斜面等に関する定義では、ガイドラインの適用対象となる中小規模の斜面掘削作業について定義しています。掘削方法は機械掘削、手掘りのいずれの掘削方法も含むものとされていますが、土止め先行工法による作業は、ハード対策が取られていることから対象外としています。

(3)点検表に関する定義では、発注者、調査・設計業務を行う者（発注者が外注する場合（建設コンサルタント）、外注しない場合いずれも含みます。）及び施工者が地山の状況やその変化に関する情報を共有化するために使用する点検表が示されています。点検表はガイドラインの中核をなし、目視等による点検項目一覧表にしたもので、①設計・施工段階別点検表、②日常点検表、③変状時点検表の3種類があります。変状とは、斜面崩壊の前兆現象として、斜面自体に亀裂、はらみ等が発生して

いる状態をいいます。点検表の使用単位は、地層が変化しているごととしています。が、斜面の幅が長く、1枚の点検表を斜面全域に適用することが困難な場合には、幅20メートル単位を目安として点検表を使用するものとしています。

3つの点検表の目的と点検時期は次のとおりです。

①設計・施工段階別点検表：安全に作業ができる掘削勾配であるかどうかを確認するため、地形、地質状況等の斜面崩壊に関する地盤リスクの有無を確認するために使用するもので、点検時期は、㊦調査・設計時、㊧施工計画時、㊨丁張設置時、㊩掘削作業前時、㊪掘削作業終了時です。

②日常点検表：斜面の崩壊の前兆である斜面の変状を発見するために使用するもので、点検時期は、㊦毎日の作業開始前、㊧作業終了時、㊨大雨時、㊩中震（震度4）以上の地震の後などです。

③変状時点検表：日常点検表で変状を見つけた場合、変状の推移を観察し、確認するために使用するもので、変状の状況に応じて、必要な頻度で点検を実施します。

3つの点検表に加えて、変状の進行が確認された場合に、斜面の変状、安全措置の状況等を施工者から発注者に報告するために作成する異常時対応シートもあります。これは、安全性検討関係者会議の開催要請にも使用されます。

第4 発注者、施工者及び建設コンサルタント等の協力等の必要性

第4では、発注者、施工者及び建設コンサルタント等の協力等の必要性が示されています。

斜面掘削工事を安全に施工するためには、リスクアセスメントを事前に適切に実施することが必要で、そのために地山の状

況を的確に把握することが必要ですが、あらかじめ掘削箇所の全ての地質を把握することは困難であり、実際に掘削して初めて地山の状況が明らかになることもあります。

このため、施工者は、点検表による点検を行い、施工途中で新たな地盤リスクが判明した場合には、その情報を異常時対応シートにより速やかに発注者に報告し、発注者、施工者等の関係者が情報を共有することが必要です。その上で、安全性検討関係者会議を開催して協議を行い、必要な対策を適切に講じることが重要です。

第5 発注者又は建設コンサルタント等が実施することが望ましい事項

第5では、発注者又は建設コンサルタント等が実施することが望ましい事項が示されています。

斜面崩壊による労働災害の発生状況をみると、発注者が講ずべき措置に問題が認められたものとして、①的確な事前の地質調査を実施しなかったもの、②安衛則に違反する勾配での掘削を指示したものなどがあり、実施事項の実施に当たっては、特にこうしたことがないよう留意することが必要です。

(1)発注者が調査・設計業務を外注しない場合の発注者の実施事項として、①的確な事前調査及び点検の実施、②適切な詳細設計の実施が示されています。

(2)発注者が調査・設計業務を外注する場合の発注者の実施事項として、発注図書（仕様書等）に必要事項の明記し、点検や設計を適切に実施させること、また、建設コンサルタント等は、的確な事前調査及び点検を実施し、適切な詳細設計を実施することが示されています。

また、(3)発注者が工事を発注する際や工事実施時の実施事項として、①斜面補強費

等を含む適切な施工費等の計上、②適切な発注時期、工期の設定等、③点検表の施工者への引き渡し、④施工者による点検表を用いた点検の実施指導、⑤異常時対応シートが提出され、安全性検討関係者会議への参加を要請された場合の会議への出席及びハード対策を含む労働災害防止対策の検討などが示されています。

第6 施工者が実施することが望ましい事項

第6では施工者が実施することが望ましい事項が示されています。

斜面崩壊による労働災害の発生状況を見ると、元方事業者や関係請負人が講ずべき措置に問題が認められたものとしては、①地山崩壊について認識が低かったために、地山崩壊のおそれを見逃したものの、②地山の点検を実施していなかった、又は実施していたが不十分であったものの、③地質調査が不十分であったものの、④地山の掘削作業主任者が未選任又は不在であったものの、⑤労働者に対する安全衛生教育が不十分であったものの、⑥作業計画及び事前評価に不備があったものなどがあり、実施事項の実施に当たっては、特にこうしたことがないよう留意することが必要です。

(1)元方事業者の実施事項として、①適切な施工計画書の作成、②施工計画書の発注者への提出、③施工計画書に基づく措置の実施、④斜面の点検の確実な実施、確認、点検結果に基づく措置等、⑤安全性検討関係者会議の結果を受けた工事の変更、⑥統括安全衛生管理体制の確立及び適切な統括安全衛生管理の実施、⑦避難訓練の実施、⑧関係請負人に対する技術上の指導等が示されています。

(2)関係請負人の実施事項として、①作業計画の作成、②安全衛生管理体制の確立、③斜面の点検、確認のための報告、点検結

果に基づく措置の実施等が示されています。

(3)元方事業者及び関係請負人の実施事項として、安全衛生教育の確実な実施、緊急時の退避が示されています。

第7 行政及び関係団体の実施事項

第7では行政及び関係団体の実施事項が示されています。

(1)行政の実施する事項として、ガイドラインに基づく措置の実施について、厚生労働省は各発注官庁に協力を要請し、各都道府県労働局は各都道府県、市町村等地方自治体に対して協力を要請することとしています。また、各発注官庁、各都道府県、市町村等地方自治体は、ガイドラインに基づく措置を実施するよう努めるものとしています。

(2)総合工事業団体及び専門工事業団体の実施する事項として、厚生労働省の要請を受け、総合工事業団体、専門工事業団体及び調査・設計関係団体は、ガイドラインに基づく措置が適切に実施されるよう会員他関係事業者に対して周知啓発に努めるものとしています。

(3)安全衛生教育実施団体等の実施する事項として、安全衛生団体等は、会員他関係事業者に対してガイドラインの周知啓発に努めるとともに、施工者等の依頼に応じて、当該施工者等が点検者として指名する者に対してあらかじめ必要な知識を付与するための教育を実施するものとしています。

おわりに

以上、斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインについて説明しましたが、詳細については最寄りの労働基準監督署や各都道府県労働局安全主務課にお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインについて

○ガイドラインの目的

発注者、調査・設計業務を行う者、施工者の3者協力により、地山の状況やその変化に関する情報共有を推進し、労働安全衛生規則第358条に規定する調査等の確実な実施を図ることにより、事前の地質調査等を詳細に行うことなく作業が行われることが多い「小規模の地山の掘削」に伴う斜面崩壊による労働災害を防止する。

《構成》

- 第1 趣旨・目的
- 第2 適用対象 適用する工事及び作業
- 第3 用語の定義
- 第4 発注者、施工者及び建設コンサルタント等の協力等の必要性
- 第5 発注者又は建設コンサルタント等が実施する事項
- 第6 施工者が実施すべき事項
- 第7 行政及び関係団体の実施する事項

「3つの点検」を通じた関係者
による情報共有

① 設計・施工段階別点検

② 日常点検

③ 変状時点検

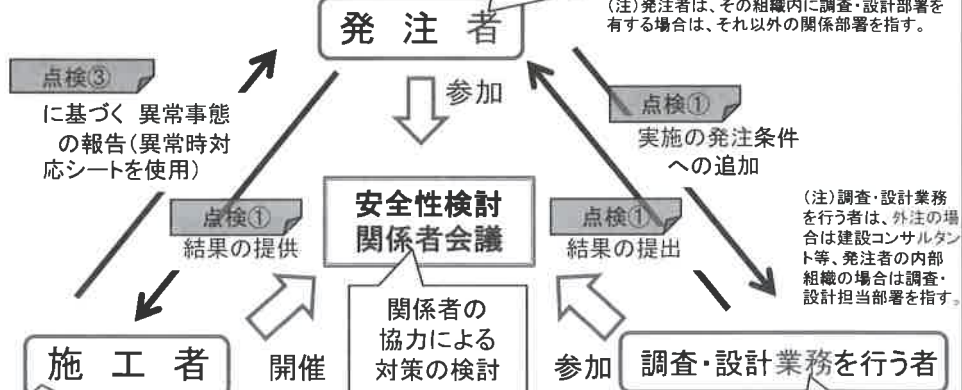
発注前

- ・事前調査の適切な実施
- ・設計時点検 ■ の実施及び情報提供
- ・施工時の安全に配慮した設計
- ・安全経費の確保、適切な工期設定 等

施工時

- ・「安全性検討関係者会議」への参加
(調査・設計業務を行う者にも参加要請)
- ・上記会議での検討結果を踏まえた異常事態への対処方策の検討 等

3者の協力関係図(イメージ)



発注前

- ・点検者に対する教育の実施 等
- ※「点検者教育」は、建災防も安全教育要領に基づき実施予定

施工時

- ・設計時点検 ■ 等の情報に基づく施工計画の作成
- ・発注仕様書に基づく各種点検 ■ ② ■ の実施
- ・変状時点検 ■ を踏まえた発注者への異常の報告
- ・「安全性検討関係者会議」の開催 等

発注前

- ・契約に基づく調査・設計時点検 ■ の実施及び提出 等

施工時

- ・「安全性検討関係者会議」への参加 等

設計・施工段階別点検表

1. この点検表は、掘削する地山の露頭（①調査・設計、②施工計画）、表面（③丁張り）、内部（④掘削作業前時 ⑤掘削終了時）と斜面の状況が確認できる状態ごとに特に注意の必要な切土部の調査項目をチェックするためのものである。1項目でも「有」があれば安全性の検討を行い、安全な切土こう配とすなど、施工の安全性を確保して次の段階に進む。
2. この点検表は主に切土部の掘削高さが概ね10メートル以下の掘削作業に用いる。

工事箇所名		項目	現象（確認内容）	①調査・設計	②施工計画	③丁張	掘削	
位置	要因						④作業前時	⑤終了時
残斜面	地形	地すべり地	亀裂、段差、等高線の乱れ等がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		浮石・転石	不安定な状況にある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		オーバーハング	新鮮な崩壊が認められる	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	周辺状況	植生	周辺の植生と異なるまたは竹林等がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		構造物	クラックなどの変状がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		崩壊土・強風化斜面	不均一で軟弱な土質である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
切土部	地質等 (土・岩質)	砂質土等	特に浸食に弱い土質である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		風化が速い岩	表層から土砂化する岩である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		割れ目の多い岩	亀裂が多く、もろい岩である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	構造	流れ盤	流れ盤亀裂で簡単ににはく離する	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		破砕帯など	すべる可能性がある弱層がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		湧水	常時・多量の湧水、湧水に溺り がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	凍結	凍結融解	凍結・融解が著しく起こる	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		災害記録	斜面崩壊	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		「有」と記入した場合、状況や対応を記入する。	近傍工事箇所で崩壊履歴がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
備考	月/日 点検者サイン							
		施工の安全性の確保ができています		月/日	月/日	確認者サイン	/	

*図は省略

日常点検表

工事名	点検箇所	施工会社
設計・施工段階別点検表で確認された現象の有無	無・有 (その現象=)	
1. この日常点検表は、斜面の崩壊を予知し、労働災害を防止するために、斜面の変状をいち早く発見するために使用する。 2. この日常点検表は、斜面掘削工事、切土部での擁壁工事などの作業開始前、作業終了時、大雨時、中震以上の地震の後などに使用する。 3. 点検の結果、該当する項目がある場合は、その項目に“○”をつけ、該当しない場合は“レ”又は“一”をつける。 4. 点検の結果、いずれかの項目に“○”印がついた場合、「変状時点検表」を用いて変状の推移を確認し、必要な対応を行う。(⑩、⑪を除く。)		
点検項目	点検月日 (A: 始業、B: 終業、C: 大雨、D: 中震、E: ほか)	備考
① 切土勾配が丁張りとなわなくなった	/	/
② 切土部などに新たに亀裂が見つかった	()	()
③ 切土部や底面などに“はらみ”が見つかった	()	()
④ 切土部の底面などに落石が見つかった	()	()
⑤ 切土部などの一部に崩壊が見つかった	()	()
⑥ 切土部に地下水(湧水)が出てきた	()	()
⑦ 切土部などに浮石・転石が見つかった	()	()
⑧ 周辺の樹木の傾きが変わった	()	()
⑨ 周辺の構造物に変状が見つかった	()	()
※下記の⑩、⑪項目の点検の結果、○が付いた場合は直ちに改善する。(改善により、変状時点検表には移行する必要はなくなる。)		
⑩ 降雨時に斜面の排水がスムーズでない	()	()
⑪ 降雨時の法面保護対策(シート等)に異常がある	()	()
⑫ 「設計・施工段階別点検表」のうち、特記すべき現象が見つかった	()	()
⑬ その他 ()	()	()
備考	変状場所、変状時刻、 変状状況、改善状況など	
点検者サイン		
確認者サイン		

变状時点検表

1. この点検表は、日常点検で見つかった土砂崩壊の前兆現象の進行状況を変換項目・箇所ごとに点検し、確認するためのものである。(なお、設計・施工段階別点検表で確認された亀裂などと同様とする。)
2. 日常点検表において変換が発見された場合は、この点検表の点検実施欄の該当項目に○印をつけ、変換箇所欄に該当箇所（詳細な位置、必要に応じて図示）を明記の上、点検する。点検頻度は日常点検よりも多く行う。なお、変換項目・箇所以外については引き続き日常点検表を用いて行う。
3. 亀裂などの変換の進行状況は、下記点検表の「現象・判断基準」に合致しているかどうかで判定し、該当する項目の有か無に○印をつける。
4. 変換などの進行が確認された場合は、一時作業を中断した上で、措置項目の安全措置を施し、該当する措置項目に○印をつける。
5. 変換などの進行が確認された場合は、発注者に報告するとともに、異常時対応シートを作成し、シートに従い対応を行う。

[illegible]

異常時対応シート

(第 報)

平成 年 月 日 AM/PM 時 分

工事名			請負者		
(業務名)			(受注者)		
送付先	氏名			職種	
	連絡先				
連絡者	氏名			職種	
	連絡先				
異常確認日時	平成 年 月 日 () 時 分				
異常確認箇所					
異常確認時の作業内容					
進行した 変状の種類	切土部	☐ ①切土こう配 ☐ ②亀裂 ☐ ③はらみ ☐ ④落石 ☐ ⑤崩壊 ☐ ⑥湧水 ☐ ⑦浮石・転石			
	残斜面及び周辺	☐ ②亀裂 ☐ ③はらみ ☐ ④落石・ ☐ ⑤崩壊 ☐ ⑦浮石・転石 ☐ ⑧樹木 ☐ ⑨構造物			
	ほか	☐ ⑩特記すべき現象 ☐ ⑬その他 ()			
変状状況	別紙に添付	☐ 現場写真 ☐ 位置図 ☐ 平面図 ☐ 横断面図 ☐ その他 ()			
現在の 措置状況 (応急措置)	措置判断者 (確認者名)				
		☐ 引き続き変状を観察する(措置なし) ☐ 変状のモニタリングを実施する ☐ 監視員を配置する ☐ 変状のある付近を立入禁止にする ☐ 変状のある付近での作業を中断し、退避する ☐ その他 ()			
※現時点で不明な点については「不明」と記入					
対応指示・ 結果報告	今後の対応に関する 指示事項				
	対応結果報告				
	対応内容				
緊急連絡先	☐ 発注者		TEL		
	☐ 施工者(本社)		TEL		
	☐ 施工者(現場)		TEL		
	☐ 専門工事業者		TEL		
	☐ 調査・設計者		TEL		

月刊 積算資料

毎月20日
発行実態調査に基づく最新の建設資材価格・
建設関連情報

B5判 / 約1,040頁 / 定価3,909円 (本体3,619円+税)

年間購読料	年12冊(毎月)	年6冊(隔月)	年4冊(隔2月)
(税込送料サービス)	38,256円	21,294円	15,224円

月刊 建築施工単価

年4冊発行
春4月・夏7月
秋10月・冬1月市場単価全工種とその他の建築・設備工事の
最新の単価を掲載

B5判 / 約810頁 / 定価4,731円 (本体4,381円+税)

年間購読料	年4冊(4・7・10・1月)
(税込送料サービス)	16,252円

年2冊(4・10または7・1月) 8,434円

月刊 土木施工単価

年4冊発行
春4月・夏7月
秋10月・冬1月

市場単価全工種の最新の単価を掲載

B5判 / 約600頁 / 定価3,497円 (本体3,238円+税)

年間購読料	年4冊(4・7・10・1月)
(税込送料サービス)	12,344円

「土木施工単価の解説」と
セット申込みの場合 14,915円

土木施工単価の解説

年1冊
(4月)発行工種別の適用基準や間違いやすい
ポイントをわかりやすく解説

B5判 / 282頁 / 定価3,086円 (本体2,857円+税)



積算資料電子版

- 月刊「積算資料」約53,000規格に、「積算資料別冊」8,500規格を追加し、全て調査価格を掲載
- 契約期間中のデータは契約終了後でも閲覧可能
- 1契約につき7ユーザーまでの登録が可能
この内3ユーザーの同時利用が可能

積算資料と追加資料のデータベースをWeb経由で閲覧

- 【閲覧・印刷】表形式でのデータベース閲覧、Flash/PDFによる読みの閲覧と印刷
- 【検索】ツリー検索・フリーワード検索
- 【マイデータ】検索結果をExcelデータとして保存可能(一部点数に制限あり)
保存したExcelデータを利用して単価の絞り込みが可能
- 【条件絞り込み】調査都市、調査流通段階、取引数量区分を指定し、絞り込んだ条件での単価表示
- 【比較表示】2つの月の価格の比較表示
- 【単価情報出力】単価の詳細情報や資料解説を保存、印刷



積算資料電子版の追加資料のみをPDF化

積算資料別冊

定価1,234円
(本体1,143円+税)

年間契約料(税込)

CD-ROM	年12冊(毎月)	9,252円(送料サービス)
Web閲覧	年12回(毎月)	9,252円



価格情報誌のPDFをWeb経由で閲覧

価格情報誌PDF版

年間契約料(税込)	年12回(毎月)	38,256円
積算資料PDF版	年4回+解説(4月)	14,915円
土木施工単価PDF版	年4回(4・7・10・1月)	12,344円
建築施工単価PDF版	年4回(4・7・10・1月)	16,252円

NEW

平成26年度版

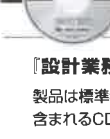
設計業務等標準積算基準書
設計業務等標準積算基準書(参考資料)

- 国土交通省大臣官房技術調査課 監修
- A4判 約610頁 ■定価5,076円 (本体4,700円+税)
- 国土交通省、地方自治体等が測量、調査、設計コンサルタント業務を発注する際に、予定価格算出の基礎資料としている積算基準書
- 積算基準の適用範囲、業務費の構成、積算方法を掲載

NEW

平成26年度版 設計業務等標準積算基準書 準拠

単価表作成ツール EXR-II



■定価49,680円 (本体46,000円+税)

『設計業務等標準積算基準書』を参照してご利用ください
製品は標準歩掛ソフトと技術者単価の入った「単価Excelファイル」が含まれるCD-ROM

NEW

施工パッケージ型積算実務マニュアル

～平成25年10月適用パッケージ対応～



- 経済調査会 編集
- A4判 404頁 ■定価4,968円 (本体4,600円+税)
- 土工や舗装の施工パッケージを詳細に解説
- 一目で分かる! 施工パッケージと歩掛との対応
- 国や地方自治体の導入状況(平成26年1月時点)
- 豊富な積算事例とQ&A

建設業・現場代理人に必要な21のスキル



鈴木 正司 著 編集協力 東京土木施工管理技士会

■A5判 212頁 ■定価2,571円 (本体2,381円+税)

- 「現場代理人」としての役割と体得すべきスキル21項目を収録、総合的に完成度の高い建設人を目指して解説
- 建設技術者、特に「現場代理人」を目指す若手技術者のスキルアップに必要な事項をわかりやすく平易な言葉で表記

NEW

2014年度版

推進工事用機械器具等損料参考資料



- 編集・監修・発行 公益社団法人 日本推進技術協会
- 販売 経済調査会 ■CD-ROM付(損料算出用)
- A4判 約700頁 ■定価6,696円 (本体6,200円+税)
- 推進工法用設計積算要領に準拠
- 適宜、工法メーカー・機械メーカー・材料メーカー等の連絡先を掲載

NEW

2014年度版

推進工事用機械器具等基礎価格表



経済調査会 編集 2014.06発行予定

■A4判 約250頁 ■定価8,100円 (本体7,500円+税)

- 推進工事用機械器具等について、当会調査による取引価格を掲載
- 巻末では主だった工法と機材について、写真と図を用いて解説

●お申し込み・お問い合わせは●

一般財団法人 経済調査会 業務部

〒104-0061 東京都中央区銀座5-13-16 東銀座三井ビル
☎0120-019-291 FAX (03) 3543-1904詳細・無料体験版ご購入はこちら!
BookけんせつPlaza

平成25年度事業報告・表彰事業について

平成26年5月28日(水)に開催された(一社)全国土木施工管理技士会連合会定時総会において「平成25年度事業報告及び収支決算」は承認されました。

(詳細については当会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。)

本誌では表彰事業の中より抜粋して下記表彰者をご紹介します。

○優良工事従事技術者(表彰規定第4条第2項)

太田 浩幸	(一社)北海道土木施工管理技士会	晝間 由生	(一社)北海道土木施工管理技士会
小川 敏文	(一社)北海道土木施工管理技士会	柿崎 貴也	(一社)北海道土木施工管理技士会
小松 武司	(一社)北海道土木施工管理技士会	三國谷勇二	(一社)北海道土木施工管理技士会
谷川 和由	(一社)北海道土木施工管理技士会	齊藤 浩二	青森県土木施工管理技士会
木村 照之	青森県土木施工管理技士会	竹花 正弘	岩手県土木施工管理技士会
小野寺義昭	岩手県土木施工管理技士会	佐藤 善一	宮城県土木施工管理技士会
佐藤 秀美	宮城県土木施工管理技士会	藤内 哲哉	秋田県土木施工管理技士会
佐藤 義正	秋田県土木施工管理技士会	佐藤 光洋	福島県土木施工管理技士会
金沢 高志	栃木県土木施工管理技士会	津金 光広	群馬県土木施工管理技士会
横手 弘	埼玉県土木施工管理技士会	新井 公裕	埼玉県土木施工管理技士会
今井 滋則	千葉県土木施工管理技士会	小澤 吉雄	千葉県土木施工管理技士会
高野 雄大	東京土木施工管理技士会	西村 典久	東京土木施工管理技士会
本田 満彦	東京土木施工管理技士会	山本 治幸	神奈川県土木施工管理技士会
米倉 宏	山梨県土木施工管理技士会	河澄 東	山梨県土木施工管理技士会
中井 秀一	長野県土木施工管理技士会	長澤 謙児	長野県土木施工管理技士会
宮下 英樹	長野県土木施工管理技士会	佐藤 雅美	新潟県土木施工管理技士会
小底 朝彦	新潟県土木施工管理技士会	高塚 慶	新潟県土木施工管理技士会
下辺 義郎	新潟県土木施工管理技士会	竹内 定男	富山県土木施工管理技士会
杉本 敏幸	富山県土木施工管理技士会	西野 新平	石川県土木施工管理技士会
山根 勝敏	石川県土木施工管理技士会	竹山 明宏	岐阜県土木施工管理技士会
高田 美仁	岐阜県土木施工管理技士会	上嶋 尚人	岐阜県土木施工管理技士会
竹永 宏行	(一社)静岡県土木施工管理技士会	大石 忠良	(一社)静岡県土木施工管理技士会
遠藤 幸宏	(一社)静岡県土木施工管理技士会	武居 昭寿	愛知県土木施工管理技士会
泉 裕久	愛知県土木施工管理技士会	眞野 恭臣	愛知県土木施工管理技士会
山崎 雅和	三重県土木施工管理技士会	羽根 俊幸	三重県土木施工管理技士会
鷺田 修一	福井県土木施工管理技士会	宮原 勲	福井県土木施工管理技士会
井上 博文	(一社)滋賀県土木施工管理技士会	金子 貴一	(一社)滋賀県土木施工管理技士会
吉村 英樹	兵庫県土木施工管理技士会	坂田 琢美	兵庫県土木施工管理技士会
澤 貴史	(一社)鳥取県土木施工管理技士会	椿 聡一郎	(一社)鳥取県土木施工管理技士会
後藤 吉伸	島根県土木施工管理技士会	町田 公平	島根県土木施工管理技士会
新田 敏文	島根県土木施工管理技士会	植村 浩英	岡山県土木施工管理技士会
寺谷 典良	岡山県土木施工管理技士会	河野 典子	広島県土木施工管理技士会
梶山 和男	広島県土木施工管理技士会	富永 幸夫	広島県土木施工管理技士会
蓮尾 靖彦	広島県土木施工管理技士会	原田 耕治	山口県土木施工管理技士会
神原 毅	山口県土木施工管理技士会	木村 恒夫	山口県土木施工管理技士会
藤波 公明	徳島県土木施工管理技士会	大岡 功	徳島県土木施工管理技士会
六車 一宏	香川県土木施工管理技士会	井上 孝文	香川県土木施工管理技士会
長野 隆	愛媛県土木施工管理技士会	浅木 貴樹	愛媛県土木施工管理技士会
越智 重樹	愛媛県土木施工管理技士会	村山 高教	(公社)高知県土木施工管理技士会
戸田 康幸	(公社)高知県土木施工管理技士会	田島 知雄	(公社)高知県土木施工管理技士会
遠藤 憲久	長崎県土木施工管理技士会	濱本 三喜	長崎県土木施工管理技士会
松井 国宏	長崎県土木施工管理技士会	竹口 博樹	熊本県土木施工管理技士会
田島 誠一	熊本県土木施工管理技士会	敷田 政則	大分県土木施工管理技士会
工藤 洋司	大分県土木施工管理技士会	蛭原 幸則	宮崎県土木施工管理技士会
安藤 弘一	宮崎県土木施工管理技士会	富高 徹雄	宮崎県土木施工管理技士会
照屋 雅浩	沖縄県土木施工管理技士会	具志堅用吉	沖縄県土木施工管理技士会
翁長 聖	沖縄県土木施工管理技士会	武本 博	日本橋梁建設土木施工管理技士会
北澤 孝志	日本橋梁建設土木施工管理技士会	北田 竹雅	日本橋梁建設土木施工管理技士会
西野 崇史	日本橋梁建設土木施工管理技士会		

第18回土木施工管理技術論文技術報告

表彰者一覧

	表彰の種類	執筆者名	共執筆者	標 題	会社名	技士会	賞金	ユニット
技術論文	最優秀論文賞	木下哲治		透水性コンクリート吹付工の採用による工程短縮について	旭建設(株)	宮崎県	7万円	30
		亀山誠司	平松貴彦	主ケーブル一部破断に伴う鋼吊橋の補強対策工と長期監視	瀧上工業(株)	日本橋梁		
	ITマネジメント賞	中村智昭	廣井宏治 森本賢一郎	保全工事におけるデジタルカメラ3次元計測技術の適用について	横河工事(株)	日本橋梁	7万円	25
	優秀論文賞	氷川勝之	藤田智行	P C 栈橋上部工のはさみ込み施工について	あおみ建設(株)	東京	1万円	25
		川端 諭	牧 靖彦 皆福慎二	T B (テンポラリーバイパス) 工法による斜張橋の主桁補修について	(株)IHI インフラシステム	日本橋梁		
	特別賞	該当なし					1万円	20
技術報告	最優秀報告賞	安部 謙	鈴木康秀 井上建次	圧入パイラーによる小円形鋼矢板土留めの締切り管理	オリエンタル白石(株)	東京	3万円	20
		吉田基次	猪村康弘 竹内竜一	鋼上路式固定アーチ橋の耐震対策工事について	JFEエンジニアリング(株)	日本橋梁		
	優秀報告賞	安田博之	坂口信昭	既設構造物撤去工における事前調査の重要性について	あおみ建設(株)	東京	1万円	15
		酒井 匡	原田裕也	ダブルデッキ構造を有する開断面箱桁の架設計画	(株)東京鉄骨橋梁	日本橋梁		
	特別賞	河野義博		地元住民と一体となった護岸工事の取り組み	旭建設(株)	宮崎県	1万円	15
		京本憲幸	黒谷 武晴	自然環境に配慮した河川改良工事	(株)大歳組			

昨年度は技術論文28編、技術報告47編、計75編の応募があり、審査委員会を経て表彰者が決定いたしました。平成26年5月28日の総会後に技術論文表彰式を開催し、その席で最優秀論文賞受賞者2名による熱意あふれる発表が行われ、国土交通省大臣官房技術総括審議官の森 雅人様より貴重な講評をいただきました。



国土交通省大臣官房技術総括審議官 森 雅人様



左) 亀山誠司様 右) 木下哲治様

○特別の功労者（表彰規程第5条）

丹野 義明 (一社) 北海道土木施工管理技士会
 坂本 仁 (一社) 北海道土木施工管理技士会
 坂本 修 山口県土木施工管理技士会
 武内 伸二 香川県土木施工管理技士会

岡本 淳敏 (一社) 北海道土木施工管理技士会
 澤村 一成 (一社) 北海道土木施工管理技士会
 松川 淳一 山口県土木施工管理技士会

Registered Civil Engineering Consulting Manager シビルコンサルティングマネージャ資格試験

試験日:平成26年11月9日(日)

RCCM

受験申込書の受付期間

平成26年7月1日(火)～7月31日(木)

◆郵送の場合は必ず書留郵便とし締切日の消印まで有効としますが、試験会場の都合により定員になり次第、試験会場の振替え若しくは、受付を締め切る場合がありますので、予めご了承下さい。

試験地

札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡・那覇

受験資格

建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理について次の実務経験を有する者。

大学院修了後(修士課程/博士課程前期) …… 8年以上
大学卒業後 …… 10年以上
短大・5年制高専卒業後 …… 12年以上
高校卒業後 …… 14年以上
中学校卒業後 …… 17年以上

受験科目

①専門技術部門の業務経験、②業務関連法制度及び建設一般、③業務遂行の管理技術力、④土木関連技術の共通基礎知識と受験する専門技術部門の専門技術知識

なお、専門技術部門は以下に示す22部門である。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 河川、砂防及び海岸・海洋 | (2) 港湾及び空港 |
| (3) 電力土木 | (4) 道路 |
| (5) 鉄道 | (6) 上水道及び工業用水道 |
| (7) 下水道 | (8) 農業土木 |
| (9) 森林土木 | (10) 造園 |
| (11) 都市計画及び地方計画 | (12) 地質 |
| (13) 土質及び基礎 | (14) 鋼構造及びコンクリート |
| (15) トンネル | (16) 施工計画、施工設備及び精算 |
| (17) 建設環境 | (18) 機械 |
| (19) 水産土木 | (20) 電気電子 |
| (21) 廃棄物 | (22) 建設情報 |

受験申込書の販売期間

平成26年6月16日(月)～7月18日(金)

受験申込書の請求先

受験申込書は資格制度概要・受験の手引と合わせて事務局並びに協会各支部で販売しています。

なお、郵送購入の場合は、7月18日当協会必着分に限ります。

本部事務局	〒102-0075 東京都千代田区三番町1番地	KY三番町ビル8F	TEL 03(3221)8855
北海道支部	〒004-5555 札幌市厚別区厚別中央1条5-4-1	Docon新札幌ビル内	TEL 011(601)1596
東北支部	〒960-0803 仙台市青葉区国分町3-6-11	アーク仙台ビル7F	TEL 022(263)6520
関東支部	〒101-0047 東京都千代田区神田2-7-10	松橋ビル4F	TEL 03(5297)5951
北陸支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町6-1	興和ビル7F	TEL 025(232)3370
中部支部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-4-12	アレックスビル3階A室	TEL 052(265)5733
近畿支部	〒540-0021 大阪府中央区大手通1-4-10	大手前フタバビル5F	TEL 06(6945)5691
中国支部	〒730-0013 広島市中区八丁堀1-8	エイトビル8F	TEL 082(227)1593
四国支部	〒760-0066 高松市福岡町3-11-22	建設クリエイトビル4F	TEL 087(851)5681
九州支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-13-9	博多駅東113ビル8F	TEL 092(434)4340

受験申込書の受付場所

Japan Civil Engineering Consultants Association [JCCA]

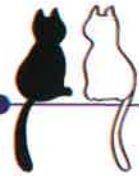
一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
RCCM資格制度事務局

〒102-0075 東京都千代田区三番町1番地 (KY三番町ビル)
TEL 03(3221)8855 / FAX 03(3221)5018

RCCM

本試験の詳細あるいは不明な点は上記に問い合わせ下さい。

どぼく川柳



三月・四月号入賞作品

むぐら族
晴れて天下の
大スター
土方（福岡県）

草食と
土木で鍛え
肉食に
East.H（北海道）

天気晴れ
黄砂と花粉
よけきれず
しわしわネクタイ（石川県）

会誌編集委員会

（敬称略 平成26年5月現在）

委員・幹事

委員長 高村 裕平 委員 栗津 誠一 （幹事長兼任）	国土交通省 大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長	委員 山口 勝	埼玉県土木施工管理技士会 技術顧問
委員 橋本 幸治	国土交通省 大臣官房技術調査課 課長補佐	委員 諏訪 博己 （幹事兼任）	東京土木施工管理技士会 〔前田建設工業株式会社 東京土木支店営業第一部長〕
委員 岡本 弘基	国土交通省 土地・建設産業局建設業課 課長補佐	委員 金香 成明	（一社）日本建設業連合会 〔鹿島建設株式会社 土木工務部担当部長〕
委員 四童子 隆	国土交通省 水管理・国土保全局治水課 課長補佐	委員 阪口 朗	（一社）全国建設業協会 〔鹿島建設株式会社 土木事業統括部 土木企画グループ部長〕
委員 野澤 良一	国土交通省 道路局国道・防災課専門官	委員 松本 勝也	（一社）日本道路建設業協会 〔株NIPPO舗装事業本部 工事部工事課長〕
委員 大川 稔	国土交通省 港湾局技術企画課 課長補佐	委員 猪熊 明	（一社）全国土木施工管理技士会連合会 専務理事
委員 丹羽 啓達	農林水産省 農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室 課長補佐	委員 山下 眞治	国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術管理課課長
委員 高橋 克和	厚生労働省 労働基準局安全衛生部安全課 建設安全対策室 主任技術審査官	委員 中村 光昭	神奈川県土木施工管理技士会 〔株松尾工務店 土木部 部長〕
委員 齊藤 俊之	国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調整管理官 東京都 建設局総務部 技術管理課長		

JCM
MONTHLY REPORT

JCMマンスリーレポート
Vol. 23 No. 4 2014.7
平成26年7月1日 発行
（隔月1回1日発行）

編集・発行

一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

Japan Federation of Construction

Management Engineers Associations (JCM)

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番30号アルス市ヶ谷3階

TEL. 03-3262-7421（代表） FAX. 03-3262-7424

<http://www.ejcm.or.jp/>

印刷

第一資料印刷株式会社

〒162-0818 東京都新宿区築地町8-7

TEL. 03-3267-8211（代表）

技士会の 監理技術者講習

建設業全28業種の監理技術者が対象です



インターネット申込受講料 **9,500円**

紙申込の受講料**9,800円**

(テキスト代・講習修了証交付手数料・消費税含む)

県	講習地	実施日	県	講習地	実施日	県	講習地	実施日
北海道	札幌	平成26年 9 月26日(金)	山梨	甲 府	平成26年 9 月18日(木)	山 口		平成26年 7 月18日(金)
		平成26年11月21日(金)			徳 島		平成26年11月 8 日(土)	
		平成27年 1 月16日(金)			香川	高 松	平成26年 7 月19日(土)	
		平成27年 2 月13日(金)	平成26年10月18日(土)					
		平成27年 3 月11日(水)	平成27年 1 月17日(土)					
	旭 川	平成27年 1 月30日(金)	愛知	名古屋	平成26年 7 月29日(火)	愛媛	松 山	平成26年11月 5 日(水)
		平成26年11月14日(金)			平成27年 2 月17日(火)			
	帯 広	平成27年 2 月 6 日(金)	鳥取	米 子 鳥 取	平成26年10月 7 日(火)		宇和島	
		平成26年 9 月20日(土)			高 知		平成26年 8 月23日(土)	
青 森	平成26年 7 月18日(金)	広島	広 島	平成26年 8 月29日(金)	宮 崎		平成26年 8 月 4 日(月)	
東 京	平成26年 9 月26日(金)			平成26年10月31日(金)		平成26年11月14日(金)		
	平成26年11月28日(金)							

技士会の

どぼく検定

世界を作る土木の力を測定



どぼく検定は、

- 幅広い方を対象に、土木について知っていただくための「どぼく検定（一般ネット）」を開設してあります。検定は無料です。ただし「どぼく検定（一般ネット）」ではCPDS（継続学習）のユニットは取得できません。
- 技術者を対象にし、技術力を図るための検定で、所定の点数で、継続学習（CPDS）ユニットが付与される「どぼく検定（技術）」があります。

本検定は、国家資格の施工管理の技術検定とは別の民間の検定です。

平成26年度募集にあたって、平成24・25年アンケート結果より下記の内容を見直しております。

- ① 受験料の値下げ
- ② 受験時間の短縮

チャレンジしたい方はホームページ

<http://www.ejcm.or.jp/> 講習・検定から！

CPDSのご登録をお持ちの方は、お申込み時にご登録の番号を入力して下さい。
ユニットが自動的に加算されます。

一般社団法人 **全国土木施工管理技士会連合会**

Japan Federation of Construction Management Engineers Associations (JCM)

お申込みは、ホームページから

<http://www.ejcm.or.jp>

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番30号
アルス市ヶ谷3階
電話03-3262-7421/FAX03-3262-7424

定価250円（税・送料込み）

（会員の購読料は会費の中に含む）